

意見書

平成24年11月6日

警察庁生活安全局生活安全企画課 御中

〒060-0042
札幌市中央区大通西13丁目4
レジディア大通公園2階
黒川・吉田法律事務所
総合調査事務所ジグス
(運営会社(株)みぎうで) 代理人
弁護士 黒川 貢
電話(011)299-1308
FAX(011)299-1309

当職は、一般社団法人北海道調査業協会の会長である総合調査事務所ジグス(運営会社(株)みぎうで)の代理人として、貴庁に対し、下記のとおり意見を申し上げます。

- 1 依頼人によると、平成24年4月26日に解散した北海道調査業協会(以下「旧道調協」と言います。)の清算人である松浦宏治氏から、旧道調協の会員宛に、下記のような文書が配信されたとのことです。

「日調協再入会に際しましては、旧道調協会長より先般配信された、日調協発の公文書に記載されているとおり、申請書を日調協事務局に提出し再入会手続きをするようになっておりました。単位協会のない地域の加盟員として、従来から本部預かりとして直接取り扱われている加盟員と同様での規程にて扱われます。本部扱い加盟員は総会での発言権及び議決権はありませんので、代議員にはなれないことを了承しないとなりません。

また、上記日調協の通達文書を配信後、先般の理事会に於いて、『念書』と『お詫び書』を提出することが、旧北海道調査業協会会員の再入会条件として、理事会決議されたことをお知らせ致します。」

- 2 依頼人によれば、旧道調協の解散に至った経緯には、旧道調協の上部組織である社団法人日本調査業協会(以下「日調協」と言います。)の不適切な対応も一因となっているとのことです。それにもかかわらず、日調協は、旧道調協の会員が日調協へ再入会するには「念書」と「お詫び書」の提出が条件であると、一方的に提示してきています。

依頼人によると、旧道調協の会員の中には、入会して間もなかったため、事態をよく把握しきれていない者や、長年にわたり日調協へ会費の納入を続けてきた者もいるとのことですが、日調協が、かかる会員らに対し何らの弁明や謝罪もなく、「念書」と「お詫び書」の提出がない限り、再入会を認めないとするのは、一方的な権利の剥奪であり、不当なものと考えます。

また、日調協が「念書」と「お詫び書」を要求しているのは、旧道調協の内部告発委員会が作成した内部告発委員会通信の内容や、旧道調協の長谷会長が作成したと思われる、旧道調協の臨時理事会の一部を文書化したものの内容が原因となっているのかもしれない。しかし、そうであれば、内部告発委員会の委員や臨時理事会参加者のみに「念書」と「お詫び書」を要求するのが筋であり、それ以外の会員にまで、旧道調協の会員であったという一事をもって、一律に「念書」と「お詫び書」を要求するのは、いささか酷であると思われます。

なお、松浦宏治氏は前述した旧道調協の内部告発委員会の発起人の一人であり、かつ、前述した旧道調協の臨時理事会にも参加していますが、日調協のホームページを拝見する限り、同人が代表者となっている（株）日本リサーチサービスは、日調協への再入会が認められたようです。しかし、旧道調協の会員に「念書」と「お詫び書」を要求した原因が上記のとおりであるならば、原因を作出した者に「念書」と「お詫び書」を要求するのは別論、原因を作出していない者にまで一律に「念書」と「お詫び書」を要求するのは、やはり行き過ぎであると言わざるを得ません。

3 そこで、貴庁におかれましては、監督官庁として、日調協に対し、旧道調協の会員に対する上記取り扱いを改めるよう、ご指導頂きたく、本書を送付した次第です。

なお、本書と同様の内容の文書を、日調協にも提出しているということを、申し添えておきます。

添 付 資 料

- 1 松浦宏治氏から旧道調協の会員宛に配信された文書
- 2 念書（誓約書）
- 3 お詫び書
- 4 役員辞任及び退会要求書の主旨
- 5 旧道調協の臨時理事会の一部を文書化したもの

以 上